

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	二七六
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	二七七
○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件	二七八
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	二七九
○保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等所在が不明のため当該通知の内容を掲示した件	二八〇
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	二八二
○県営土地改良事業の工事が完了した件	二八三
福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長	
○一般競争入札を行う件四件	二八四
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	二八五

告 示

福島県告示第四百二十一号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十五年六月十一日から同年十月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

- 政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年六月十一日
- 福島県知事 佐藤 雄平
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ヨークベニマル方八町店 福島県郡山市方八町一丁目三百五十四番一ほか
 - 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社ヨークベニマル
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興
 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社ヨークベニマル
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興
 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十六年一月二十九日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 千九百七十九平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 1 駐車場の位置及び収容台数
 (-) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 百二十七台
 2 駐輪場の位置及び収容台数
 (-) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 六十台
 3 荷さばき施設の位置及び面積
 (-) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 九十二平方メートル
 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (-) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 十二立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (-) 開店時刻 午前九時
 (-) 閉店時刻 午後十一時
 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 二か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
届出年月日
- 7 平成二十五年五月二十八日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年六月十一日から同年十月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗の名称
(変更前) ダルマドラッグ福島笹谷店
(変更後) マツモトキヨシ笹谷店
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社ダルマ薬局
代表取締役 和田 永浩
宮城県仙台市青葉区木町十七の十五
(二) 株式会社セリア
代表取締役 河合 宏光
岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地
(変更後) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売
代表取締役 岡野 恵一
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号
株式会社セリア
代表取締役 河合 宏光
岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地
- 三 変更した年月日
平成二十五年六月一日
- 四 届出年月日

- 五 届出をした者
大和情報サービス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年六月十一日から同年十月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 荷さばき施設の位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
 - 2 廃棄物保管施設の位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
 - 3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前八時から午後九時
(変更後) 午前六時から午後九時
- 三 変更しようとする年月日
1 平成二十六年二月四日
2 平成二十六年二月四日
3 平成二十五年六月十五日
- 四 届出年月日
平成二十五年六月三日
- 五 届出をした者
大和情報サービス株式会社
(別紙図面)は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

五年六月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津美里町本郷庁舎商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール美里店 福島県大沼郡会津美里町字高田前川原三千五百七十番地ほか二十五筆

二 法第八条第一項の規定により会津美里町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年六月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール川俣 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字鶴東六十二の一ほか

二 法第八条第一項の規定により川俣町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年六月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール保原店 福島県伊達市保原町上保原字金山三の一ほか

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十五年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 所在の不明な者の氏名
根本留吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更した旨通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十五年農林水産省告示第八百六十三号)によること。

(森林保全課)

公 告

公告第七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十七日

二 名称

特定非営利活動法人やすらぎの郷いいの

三 代表者の氏名

伊藤 敏寛

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市飯野町字前川十六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や支援を必要とする方等に対して、生活上の支援や地域の支援体制づくりに関する事業を行い、住み慣れた地域で安心して生涯生活を過ごすことができるよう支援することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百七十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、大沢入地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十五年五月二十七日完了したので公告する。

平成二十五年六月十一日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県教育委員会教育長

公告第4号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月11日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 福島県立清陵情高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 平成25年9月1日から平成31年8月31日まで
- 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月2日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号962-0403 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6
福島県立清陵情報高等学校事務室
電話0248-72-1515
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年7月23日(火)午前10時 福島県立清陵情報高等学校会議室(福島県須賀川市滑川字西町179番地の6)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年7月22日(月)午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment,maintenance,removal,and so on.)
 - (2) Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 23 July 2013
 - (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 22 July 2013
 - (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Seiryō Joho High School 179-6 Nishimachi Namekawa Sukagawa-shi,Fukushima 962-0403 Japan TEL0248-72-1515

(財務課施設財産室)

公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立若松商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月11日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立若松商業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年9月1日から平成31年8月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月3日（水）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号965-0875 福島県会津若松市米代一丁目3番31号
福島県立若松商業高等学校事務室
電話0242-27-0753

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年7月23日（火）午後1時30分 福島県立若松商業高等学校1階大会議室（福島県会津若松市米代一丁目3番31号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年7月22日（月）午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment,maintenance,removal,and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand):1:30 p.m., 23 July 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 22 July 2013
- (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Wakamatsu Commercial High School,1-3-31 Yonedai,Aizuwakamatsu-shi,Fukushima 965-0875 Japan TEL0242-27-0753

(財務課施設財産室)

公告第6号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立平商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月11日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立平商業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年9月1日から平成31年8月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月9日（火）午後4時45分までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号970-8016 福島県いわき市平中塩字一水口37の1
福島県立平商業高等学校事務室
電話0246-23-2628

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年7月23日（火）午後1時30分 福島県立平商業高等学校小会議室1（福島県いわき市平中塩字一水口37の1）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年7月22日（月）午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment,maintenance,removal,and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand):1:30 p.m., 23 July 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 22 July 2013
- (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Taira Commercial High School,37-1 Issuiko,Tairanakashio,Iwaki-shi,Fukushima 970-8016 Japan TEL0246-23-2628

(財務課施設財産室)

公告第7号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立須賀川高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月11日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立須賀川高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年9月1日から平成31年8月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
 - (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月9日(火)午後4時まで次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号962-0863 福島県須賀川市緑町88番地
福島県立須賀川高等学校事務室
電話0248-75-3325
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年7月25日(木)午前10時 福島県立須賀川高等学校4階会議室(福島県須賀川市緑町88番地)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年7月24日(水)午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment,maintenance,removal,and so on.)
 - (2) Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 25 July 2013
 - (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 24 July 2013
 - (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Sukagawa High School, 88 Midori-cho,Sukagawa-shi,Fukushima 962-0863 Japan TEL0248-75-3325
(財務課施設財産室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十五年六月二日現在において、次のとおりである。

平成二十五年六月十一日

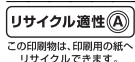
福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、三八七
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇二、四一六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	福島市	田村市田村郡	南相馬市相馬郡飯舘村
人数	七七、八〇九	一九、三二五	一九、九三三
会津若松市	三三、五二五		

郡山	八七、八八九	伊達市伊達郡	二八、六四八
いわき市	九一、七二五	本宮市安達郡	一〇、六三七
白河市西白河郡	三〇、三〇八	南会津郡	八、三一
須賀川市岩瀬郡	二六、二四二	河沼郡	六、六五一
喜多方市耶麻郡	二二、四一三	大沼郡	八、〇九六
相馬市相馬郡新地町	二二、〇五八	東白川郡	九、四六五
二本松市	一六、〇四五	石川郡	一一、九五六
		双葉郡	一八、七六四



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷